

## 令和元年一級建築士試験「設計製図の試験」（令和元年12月8日実施）の合格基準等について

### 1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和元年試験（12月8日実施）の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 空間構成           <ul style="list-style-type: none"> <li>①建築物の配置計画、②ゾーニング・動線計画、③要求室等の計画、</li> <li>④建築物の立体構成等</li> </ul> </li> <li>(2) 建築計画           <ul style="list-style-type: none"> <li>①自然光の取入れ方や自然換気の工夫、②日射負荷の抑制、③要求室の機能性等、</li> <li>④図面、計画の要点等の表現・伝達</li> </ul> </li> <li>(3) 構造計画           <ul style="list-style-type: none"> <li>①耐震性・経済性を考慮して計画された建築物全体の構造種別・架構形式・基礎形式・スパン割り等、②多目的ホールの構造計画、③屋上庭園の構造計画</li> </ul> </li> <li>(4) 設備計画           <ul style="list-style-type: none"> <li>①多目的ホールの設備計画</li> </ul> </li> <li>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合           <ul style="list-style-type: none"> <li>①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないものの」又は「面積表が完成されていないもの」</li> <li>②地上3階建てでないもの</li> <li>③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）</li> <li>④建築面積が921.6 m<sup>2</sup>を超えているもの</li> <li>⑤床面積の合計が1,800 m<sup>2</sup>以上、2,200 m<sup>2</sup>以下でないもの</li> <li>⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>多目的ホール、ホワイエ、展示室A、展示室B、展示室C、市民アトリエ、アトリエA、アトリエB、アトリエC、アトリエD、吹抜け、エントランスホール、カフェ、多機能トイレ、便所、事務室、荷解き室、P S・D S・E P S、屋上庭園、分館出口前のオープンスペース</li> </ul> </li> <li>⑦法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの</li> </ul> </li> </ul>
採点結果の 区分 (成績)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○採点結果については、ランクI、II、III、IVの4段階区分とする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ランクI：「知識及び技能」*を有するもの</li> <li>ランクII：「知識及び技能」が不足しているもの</li> <li>ランクIII：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</li> <li>ランクIV：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</li> </ul> </li> <li>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</li> <li>○なお、採点の結果、ランクI、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ランクI：34.2%、ランクII：5.3%、ランクIII：31.9%、ランクIV：28.6%</li> </ul> </li> <li>○受験者の答案の解答状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>ランクIII及びランクIVに該当するものが多く、具体的には以下のようものを挙げることができる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計条件に関する基礎的な不適合：「要求されている室の欠落」や「要求されている主要な室等の床面積の不適合」</li> <li>・法令への重大な不適合：「延焼のおそれのある部分の位置（延焼ライン）と防火設備の設置」、「防火区画（特に吹抜け部の1階部分の区画）」や「直通階段に至る重複区間の長さ」等</li> <li>・その他建築計画に基本的な問題があるもの：「吹抜けの計画（吹抜けとなっていないもの）」等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
合格基準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

### 2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターのホームページに掲載します。